

## 7 支給制限

特別加入者が業務または通勤により被災した場合には、保険給付が行われますが、その災害が特別加入者の故意または重大な過失によって発生した場合や保険料の滞納期間中に生じた場合には、支給制限（全部または一部）が行われることがあります。

## 8 特別加入者としての地位の消滅

派遣元の団体または事業主は、海外事業が廃止となる場合や、海外派遣者のうち特定の方が海外派遣期間の終了等により帰国する場合など、海外派遣者の全部または一部が特別加入者でなくなるときは、所定の様式を所定期間内に監督署長を経由して労働局長に提出する必要があります。

### ①海外派遣者全員が特別加入者でなくなるとき

例：海外事業が終了し、海外派遣者全員を脱退させる場合。

⇒ 特別加入に関する変更届・特別加入脱退申請書（様式第34号の12）のうち、「特別加入脱退申請書」を丸囲みし、内容記載の上で提出してください。

※労働局長の承認が必要になります。

### ②海外派遣者のうち、特定の人のみが特別加入者でなくなるとき

例：海外支社に派遣中の5人のうち2人が派遣期間終了により帰国する場合。

⇒ 特別加入に関する変更届・特別加入脱退申請書（様式第34号の12）のうち、「特別加入に関する変更届」を丸囲みし、内容記載の上で提出してください。

これらの書類は、脱退または変更を希望する日の30日前から前日までの間に提出する必要があります。例えば、3月31日に脱退または変更を希望する場合は、3月1日から3月30日までに提出してください。

(注) 海外派遣者のうち特定の人のみが、派遣期間の終了等により国内に帰国した場合は、「特別加入に関する変更届」の提出がなかったとしても、その日に特別加入者としての地位は消滅することになりますが、適正な労働保険料の算定に必要な場合があるため、帰国された方に係る「特別加入に関する変更届」をすみやかに提出してください。